サービス内容説明書 (訪問介護・第1号訪問介護)

令和6年6月 万年青苑ホームヘルプサービス

当事業所が、(

様)に提供するサービスは以下のとおりです。

1. 提供するサービス

〔訪問介護サービス・第1号訪問介護サービス〕

次のサービスのうち、()種類のサービスを1週間に()回、月に()回

| 身体介 | 護 | 生活援助 |
|--------------------|--------------|--------|
| ロ おむつ交換 | 口 身体整容(爪きり等) | 口 調理 |
| 口 トイレ誘導 | 口 入浴介助 | 口 洗濯 |
| 口 排泄介助 | ロ シャワー浴介助 | 口 掃除 |
| 口 清拭 | 口 服薬確認 | 口 買い物 |
| 口 部分浴(手浴及び足浴) | 口 口腔ケア | 口 薬の受取 |
| 口 衣類の着脱 | 口 その他 | ロ ゴミ出し |
| ロ 自立生活支援のための見守り的援助 | | 口 その他 |

- 2. 実施地域 恵那市内
- 3. 利用料金 訪問介護サービスの単位ごとの利用料及びその他の費用は以下のとおりです。

| 介護サービス | | サービス単位 | 特定事業所加算Ⅱ | |
|-------------------------|-------------------------------|------------------|----------|--|
| 【身体介護】 | 20分以上30分未満 | 244単位 | 268単位 | |
| | 30分以上1時間未満 | 387単位 | 426単位 | |
| | 1時間以上1時間30分未満 | 567単位 | 624単位 | |
| 【生活援助】 | 45分以上(60分で対応) | 220単位 | 242単位 | |
| 【身体と生活が混在】 | 身体30分生活20分以上45分未満(3 | 0分で対応) 309単位 | 340単位 | |
| | 身体30分生活45分以上70分未満(6 | 411単位 | | |
| | 身体60分生活20分以上45分未満(3 | 0分で対応) 452単位 | 497単位 | |
| 【総合事業】 | (介護予防・日常生活支援総合事 | | | |
| | 第1号訪問介護費(I) | 1176単位 | | |
| | 第1号訪問介護費(Ⅱ) | 2349単位 | | |
| | 第1号訪問介護費(Ⅲ) | 3727単位 | | |
| ∧ 4n /// +/ | 此力古 坐式加 然 T | 4 4 201 M | | |
| ◇加算要素 | 特定事業所加算Ⅱ | 1割増 | | |
| | 介護職員等処遇改善加算Ⅲ(総単位数×18.2% | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 交通費は、 | | 必要ありません。 | |
|-------|---|----------|---------------|
| | 口 | 実費 | 円です。(恵那市以外のみ) |

- ①訪問介護サービスが、介護保険の摘要を受ける場合、原則として利用料の1割を お支払いいただきます。
- ②提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の摘要を受けない部分については、 利用料全額をお支払いいただきます。
- ③毎月の利用料は、翌々月の12日までに銀行口座引落し(郵便局・農協、他)の方法でお支払い下さい。(他の方法をご希望の場合はご相談下さい。)

4. キャンセル料

訪問介護サービスをキャンセルした場合には、以下のキャンセル料をいただきます。 前日までのキャンセル 無料 当日のキャンセル サービス利用料金(介護保険給付額十自己負担額)の5割

- 5. 保険給付の請求のための証明書の交付 サービス提供証明書が必要な場合は、お申し出下さい。
- 6. その他

訪問介護職員は、

- ①医療行為を行なうことができません。
- ②各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など、金銭を取り扱うことはできません。
- ③利用者のための介護を行なう業務ですので、庭の草刈りや家族の食事の用意等 はできませんのでご了承して下さい。

令和 年 月 日

訪問介護サービス・第1号訪問介護サービス利用の説明を受け了解しました。

利用者名